

薬物処遇の在り方に関する検討会報告書概要

令和5年1月
法務省保護局

検討会の目的・構成

○ 目的

外部専門家から以下の事項について意見を聴取することを目的として開催

1 大麻事犯者に対するプログラムの効果的実施等について

2 改正更生保護法（※）に基づく薬物に関する専門的援助の運用の在り方について

（令和4年7月から12月にかけて計4回開催）

○ 構成員（敬称略、五十音順）

上原憲太郎（更生保護法人日新協会施設長）

岡崎 重人（特定非営利活動法人川崎ダルク
支援会理事長）

佐伯真由美（広島県立総合精神保健福祉センター
所長）

松本 俊彦（国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部長）

※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法

報告書の要旨

1 大麻事犯者に対するプログラムの効果的実施等について

★現行の薬物再乱用防止プログラム改訂の方向性

① 若年者への働き掛け、低い受講動機付けへの対応

大麻事犯者の多くが若年で、他の規制薬物等の使用傾向が進んでいないといった特性を踏まえ、

- 大麻を使用していた場面を振り返らせ、体験談を引き出すなどして、自分自身の問題について学んでいることを実感させること。

② 大麻使用の正当化への対応

大麻事犯者は大麻使用に肯定的な情報に詳しく、プログラムの実施者側から大麻に関する情報を的確に伝えられないなど、現場での対応に困難が生じていることを踏まえ、

- 大麻に関する客観的かつ正確な情報をプログラムのワークブック等に盛り込み、大麻使用に伴う健康への影響等について理解を深めさせること。

③ 薬物使用にとどまらない生活上の課題等も取り上げる必要性

大麻事犯者は、大麻使用による心身への影響や依存に関してあまり支援を求めておらず、大麻使用の問題のみを取り上げて受講効果が上がりにくいことを踏まえ、

- 大麻を使用するに至った生活上の課題や将来どうなりたいのかなど未来の自分に目を向けさせたり、大麻使用の代わりとなり得るものについて考えさせること。

★処遇実施上の留意点

- 保護観察所の実施体制が許せば、取り分け特定少年については、個別にプログラムを実施することが望ましいこと。
- 本人の言い分を単に否定したり、一方的に指導したりするのではなく、話のできる関係性を構築していく工夫が有用であること。

2 改正更生保護法に基づく薬物に関する専門的援助の運用の在り方について

専門的援助の運用の方向性

保護観察の終了時期を見据えて、早い段階から積極的に地域における「息の長い」支援につなげることを意識し、それを可能な限り推進する運用にすることが必要であることを踏まえ、

- 地域における支援は多様であり、本人に合う支援機関に出会うことが重要であることから、受講先を柔軟に変更できるようにすること。
- 専門的援助を義務付ける場合には、薬物再乱用防止プログラムを二重に義務付けず、また、個別の状況に応じ柔軟に義務付けを緩和し、自発的な受講の継続を促すようにすること。